

○事務処理特例制度を活用した権限移譲に係る主な質疑応答

問) 浜松市には、事務処理特例制度を活用して権限移譲がなされているとのことだが、浜松市の大臣協議案件に係る国との協議については、県は関与するのか。

答) 権限移譲がなされた後は関与しない。

問) 4 ha以下を移譲した後、大臣協議案件について、県が関与しなくても不都合は生じないものなのか。

答) 政令市以外にまだ大臣協議案件がないのが実情。(これから一般市において案件が出てくれば、)ある程度の県の仲立ちも必要だと思っているが、政令市においては、特に支障はない。

問) 2 haを超える大規模な案件では、広域的な視点が必要になるということはあるのか。

答) 例えば行政区をまたがるようなケースが考えられるが、そういう事例はないため、特段、広域的な視点が必要ということはないのではないかと。

問) 農地転用に係る権限移譲の状況に加え、都市計画法における開発許可、森林法における林地開発許可、建築基準法における特定行政庁の状況をそれぞれ教えていただきたい。

答) 次頁のとおり。

問) 移譲を受けた市町村側の状況や受け止め方などはどうか。

答) 県農業会議への諮問に当たっては、移譲市が直接説明にするが、移譲市において十分中身を理解し、対応 いただいている。また、県の審査がなくなるため、当然、事務処理の時間は短縮されている。